

生野区地域福祉ビジョン 2023-2026



令和5年（2023年）3月

生野区役所

主なSDGsゴール



※SDGsの詳細は巻末を参照

目 次

第1章 地域福祉ビジョン 2023 の概要	1
1 地域福祉ビジョン 2023 策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉ビジョン 2023 の位置づけ	2
3 取組期間	2
4 地域福祉ビジョン 2023 の推進	3
第2章 地域福祉ビジョン 2023 の理念	4
1 生野区将来ビジョンの基本理念	4
2 地域福祉ビジョン 2023 の基本理念	5
第3章 福祉課題の概況と現状	6
1 生野区の概況	6
2 福祉課題の現状	11
第4章 地域福祉ビジョン 2023 を進める力	13
1 地域包括ケアシステムの推進	13
2 住民主体による福祉コミュニティ	14
3 多様な協働（マルチパートナーシップ）	15
4 積極的に地域福祉活動に参加する機運の醸成	15
5 地域福祉ビジョン 2023 を推進するための区の役割	16
第5章 地域福祉ビジョン 2023 の重点取組	17
1 みんなで進める地域福祉	17
2 地域福祉に参加する機運の醸成	18
3 きめ細やかな福祉サービスの充実に向けた連携の強化	19
4 地域における安全・安心の仕組みづくり	22
5 健康づくりの取組	23
6 権利擁護や虐待防止のための取組の推進	25
7 共生社会の推進	25

第1章 地域福祉ビジョン 2023 の概要

1 地域福祉ビジョン 2023 策定の背景と趣旨

大阪市では、平成 24 年(2012 年)7 月に策定された「市政改革プラン¹」に基づき、ニア・イズ・ベター²（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある取組が進められています。

地域福祉³の分野においても、平成 24 年(2012 年)12 月に「大阪市地域福祉推進指針」（以下、「市地域福祉指針」という。）が策定され、各区における地域福祉の共通の指針・方向性が示されました。

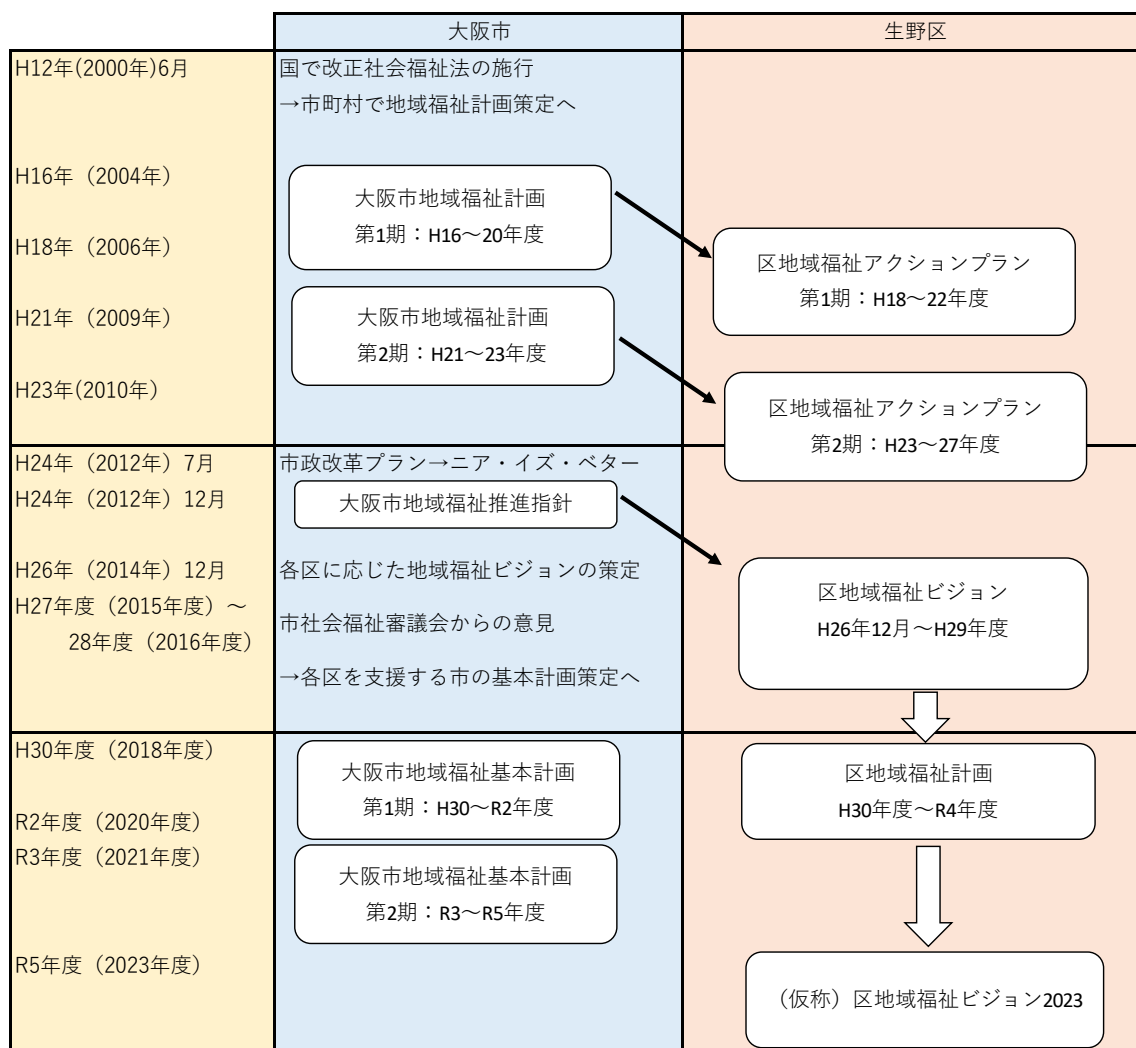
そして、平成 30 年(2018 年)3 月には、各区に共通する福祉課題への対応として基礎的な部分となるしくみや、大阪市全体で中長期的な視点を持って進めることが必要な取組を定める「大阪市地域福祉基本計画」（以下、「市基本計画」という。）が、令和 3 年（2021 年）3 月には「大阪市地域福祉基本計画（第 2 期）」が策定されました。

生野区では、これら市地域福祉指針・市基本計画の趣旨を踏まえ、平成 26 年(2014 年)12 月に「生野区地域福祉ビジョン」を策定し、地域福祉の分野における区の特性・実情に応じた将来像と、その実現に向けた取組を進めてきました。

さらに、市基本計画の策定を受けて平成 30 年(2018 年)3 月には「生野区地域福祉計画」を策定し地域福祉を進めてきました。

新型コロナウイルス感染症の流行等、地域福祉を取り巻く情勢に大きな影響を与える状況の中で、あらためて区の地域福祉の現状を見つめ直すとともに、この間の取組を踏まえたうえで、課題を再認識し、地域福祉のめざす方向性を定めるため、「生野区地域福祉ビジョン 2023-2026」（以下、「地域福祉ビジョン 2023」という。）を策定しました。

- 1 「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし策定。
- 2 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。
- 3 それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。



2 地域福祉ビジョン 2023 の位置づけ

地域福祉ビジョン 2023 は、基礎的な計画である大阪市地域福祉基本計画（第2期）とともに、生野区の実情に応じた地域福祉の方針・施策を定める計画として、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画⁴」として位置づけられ、区の実情やニーズに応じた地域福祉の方向性を示し、それを具現化するための指針とします。

- 4 市町村が、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画。

3 取組期間

地域福祉ビジョン 2023 の取組期間は、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

4 地域福祉ビジョン 2023 の推進

地域福祉の推進は、世代や属性に関わらず、さまざまな地域福祉活動に参加する住民が主体となります。

その中で、区役所は、地域福祉ビジョン 2023 において地域福祉のめざすべき全体像を示し、それに向けてそれぞれの主体とともにさまざまな取組が推進されるよう支援していく役割を担います。

なお、社会福祉法において地域福祉推進の中心的な担い手として規定される社会福祉協議会⁵は、本市では極めて公共性の高い団体として準行政機関と位置づけられており、生野区においても、生野区社会福祉協議会（以下「区社協」）との間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定⁶書」を締結し、区役所と区社協が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、ともに地域福祉の推進に取り組んでいます。

また、行政機関として限られた経営資源（予算・人員・時間等）を使って最大限の効果をあげるため、ニーズの的確な把握とその対策の企画立案（Plan）、事業実施（Do）、実施状況の評価（Check）、評価を踏まえた事業の効果的な見直し（Action）という、いわゆる P D C A サイクルの考え方のもとで、毎年度策定する区運営方針等により、地域福祉ビジョン 2023 の推進に向けて取り組んでいくとともに、必要に応じて区政会議⁷で中間振り返りを行います。

- 5 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行なっています。
- 6 地域が抱えている課題（福祉、環境、防災からまちづくりまで多岐に渡る）に対して、自治体と民間企業等が協力し、解決を目指す協定のこと。
- 7 区役所で実施しているまちづくりの方向性や取組の成果について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議。



第2章 地域福祉ビジョン 2023 の理念

1 生野区将来ビジョンの基本理念

生野区将来ビジョン⁸（以下、「区将来ビジョン」という。）における基本理念には以下の考え方があります。

基本理念としての「異和共生」

近年、人々の価値観がより一層多様化している中、生野区には、国籍や文化、生活習慣など、様々な違いを有する 60 近くもの国や地域をルーツとする人々が生活しています。そのため、お互いのことを知り、それぞれの違いや個性を受け入れ、すべての人が自分らしくいきいきと暮らすことができる共生社会に向けたまちづくりが求められています。

ここで、生野区のまちづくりに共通する基本理念として、「異和共生」という考え方を紹介します。

この考え方の背景として、共生社会⁹に向けたまちづくりを進めるにあたって、「お互いの壁を取り払って一緒にやりましょう」とされることが多く見受けられますが、壁を完全に取り払うと、結果として多数派が少数派を呑み込んでしまい、本来の共生の姿ではなくなってしまうがちです。

そこで、お互いの壁を取り払うのではなく、あえて壁を残したまま、互いに壁のすきまから一步、あるいは半歩でも踏み出して、壁と壁の間で一緒にできる事を少しずつ増やしていこう、という考え方が「異和共生」で、その語源は「異なったまま、和やかに、共に生きる」状態をさしています。その前提となるのは、互いの壁を支える文化や歴史を尊重し大切にすることです。

生野区は、この「異和共生」を基本理念として、まちづくり・区政運営を進めていきます。

誰もが居場所と持ち場のあるまち

生野区では、これまでも、「誰もが居場所と持ち場のあるまちへ」をスローガンに、区政運営を進めてきました。

「居場所」とは、誰もが安心して暮らせるためのセーフティネット¹⁰が機能していることを意味し、「持ち場」とは、自分の得意技や経験、力や時間を活かしてみんなが何かの担い手として関わることを意味しています。

「異和共生」を基本に、生野区のまちで暮らし、遊び、働く人々がそれぞれ「面白い」と感じられるまちになってほしいとの考えのもと、区民の「誰もが居場所と持ち場のあるまちへ」をスローガンに、「暮らしても遊んでも働いても面白い」異和共生のまちづくりを進めていきます。

8 生野区長が、生野区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、生野区のめざすべき将来像とその実現に向けた施策展開の方向性等をとりまとめ、区民の人々に明らかにするために策定するもの。

9 障がい者、高齢者、外国につながる住民をはじめ全ての人が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

10 全ての人が安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・しくみのこと。

2 地域福祉ビジョン 2023 の基本理念

地域福祉ビジョン 2023 は、大阪市地域福祉基本計画（第2期）の基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」に基づきながら、ニア・イズ・ベターの考え方のもと、地域の実情に即した特色ある施策を展開するため、区将来ビジョンの目指す方向性・理念を踏まえたものとし、「だれもが地域とつながりをもって、安心して暮らせる共生社会の実現に向け、みなさんと力をあわせて、生野区らしい福祉をつくります」を基本理念とします。

大阪市地域福祉基本計画（第2期）の基本理念

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり



生野区将来ビジョンの基本理念

「居場所」と「持ち場」のあるまちへ
～「暮らしても遊んでも働いても面白い」異和共生のまちづくり～

生野区地域福祉ビジョン2023の基本理念

だれもが地域とつながりをもって
安心して暮らせる共生社会の実現に向け
みなさんと力をあわせて
生野区らしい福祉をつくります

第3章 福祉課題の概況と現状

1 生野区の概況

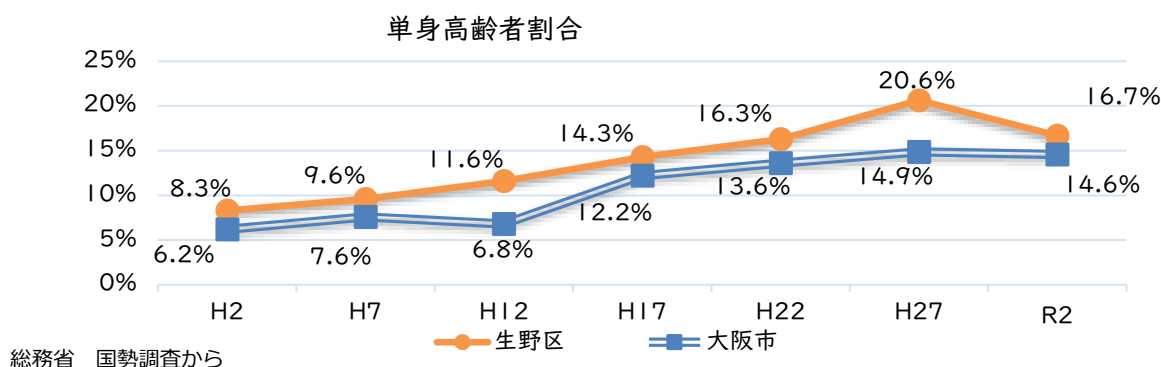
(1) 高齢者を取り巻く現状

生野区では、単身高齢者の割合が市の平均よりも高い状態で増加し続けています。

また、区民の健康寿命¹¹（健康な期間の平均）は市の平均より長くなっていますが、65歳以上の要介護認定者の割合は市の平均より高い状況が続いており、認知症¹²の人数も市全体と同様に増加が続いているなど、より一層の支援の必要性が高まっています。

11 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

12 認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）を指す。認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたる。



健康寿命

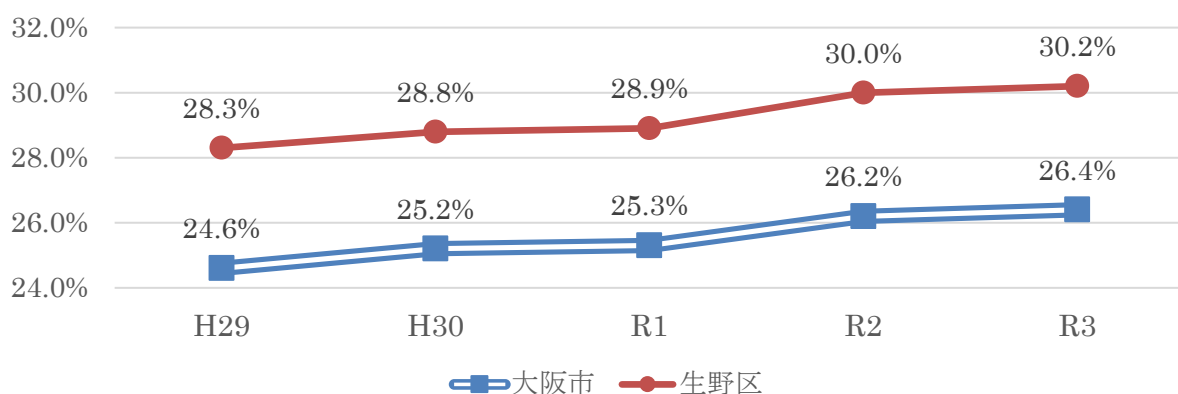
		男性			女性		
		平成22年	平成27年	令和元年	平成22年	平成27年	令和元年
生野区	健康寿命(健康な期間の平均)	77.23	78.06	78.43	83.13	83.12	83.48
	不健康な期間の平均	2.09	2.28	2.68	4.47	4.91	5.44
大阪市	健康寿命(健康な期間の平均)	76.12	77.14	77.96	81.86	82.63	83.22
	不健康な期間の平均	1.53	1.74	1.94	3.52	3.76	4.04
国 (参考値*1)	健康寿命(健康な期間の平均)	78.17	-※	79.9	83.16	-※	84.2
	不健康な期間の平均	1.47	-※	1.6	3.23	-※	3.3

厚生労働省 市区町村別生命表から

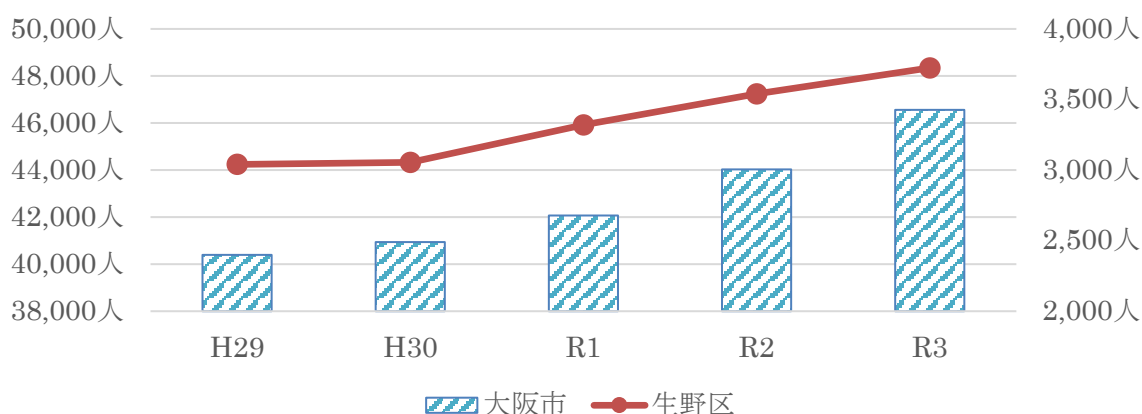
※データ未公表



65歳以上で要介護認定者の割合



認知症高齢者等（居宅）の人数推移



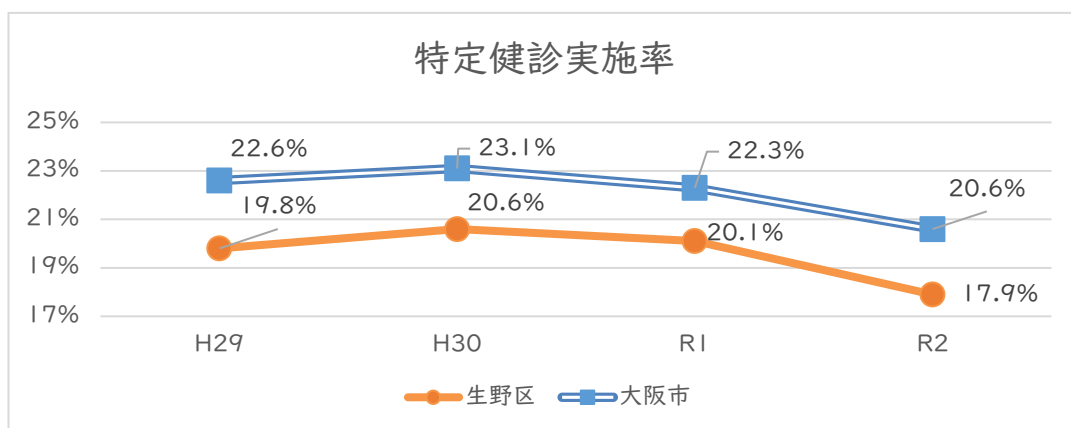
(2) 特定健診受診率推移

区民の特定健康診査¹³の受診率や各種がん検診の受診率は、市平均を下回っていることから、より一層区民の健康意識を高めていく必要があります。

生活習慣病やがんに関する知識をはじめ、検診の重要性や検診日程、実施医療機関等の周知に努めます。

13 40～74 歳の人を対象に、生活習慣病の予防を目的として行われる健康診査。高齢者医療確保法に基づいて、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行う。平成20 年（2008）から実施。健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍と判定された人は、医師・保健師・栄養管理士等による特定保健指導を受けることができる。





各種がん検診受診率 R2年度(2020年度)

種 別	生野区	大阪市
胃がん	3.9%	4.6%
大腸がん	5.4%	6.7%
肺がん	3.6%	5.5%
子宮がん	10.6%	16.4%
乳がん	8.3%	11.2%

(3) 区内の高齢者・障がい者虐待通報件数

区内の高齢者や障がい者に対する虐待通報件数は増加傾向にあり、児童虐待相談の件数・割合も増加しています。虐待は、心身や人格に重大な影響を与えるものであり、不安な兆候や課題を早期に発見し、発生を未然に防止することが重要なため、支援を必要とするケースの早期発見・事前予防に向けた取組が必要です。

